

	論点	現状・経緯等	検討の方向性
<p>(1) 「領収書等」の必要記載事項</p>	<p>○ 「支出の目的」、「金額」、「年月日」に加え、「支出を受けた者の氏名」、「支出を受けた者の住所」も領収書等の必要記載事項とすべきではないかとの指摘。</p>	<p>○ 「支出を受けた者の氏名」：領収書等の真正性に関わる重要な情報であり、税法においても支出を証する書面としての必要な情報とされている。</p> <p>○ 「支出を受けた者の住所」：支出を受けた者の実在性を補完する情報であるが、税法では、一般的に帳簿や証拠書類上の必要記載事項とされていない。また、少額領収書等で住所を記載していない領収書も多く作成、流通している。</p> <p>○ 当委員会では、政治資金監査マニュアルにおいて、高額領収書等のうち氏名や住所など発行者に関する事項の記載がない場合等には、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認する取扱いとした。</p>	<p>⇒法律上の取扱いとして、これらの事項を領収書等の必要記載事項とすべきかどうかについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会議員関係政治団体においてはすべての支出に領収書等の徴収義務が課せられていること。 ・領収書等の必要記載事項の規定はすべての政治団体に適用されること。 <p>等を踏まえつつ、以下のとおり、検討を行っていくことが適当。</p> <p>ア 「氏名」 必要記載事項として取り扱うことについて、商取引における実態上、これらの記載を義務付けることが困難な事例をさらに検証しつつ、それらの事例の取扱い等も含め、検討を行う。</p> <p>イ 「住所」 商取引における実態上、特に少額領収書等について記載がないものも多く作成・流通していること、税法上も必要記載事項とされていないこと等を踏まえつつ、記載の義務付けの当否及びその範囲等について検討を行う。</p> <p>(留意点) 会計帳簿における必要記載事項から住所を外すべきとの議論との関係 ※法律事項（法第 11 条第 1 項）</p>
	<p>○ 「支出の目的」の記載に欠ける領収書は、商慣習上広く作成、流通しているが、政治資金規正法の解釈・運用上、一の書面上に 3 事項が記載されていない場合には、「領収書等」として取り扱わないこととされており、改めて領収書への追記や領収書の再発行を求めることが必要とされるなど、大きな事務負担を生じているとの指摘。</p>	<p>○ 支出の目的の記載に欠けた領収書も多く作成、流通している実態が存在し、税法でも、課税控除の対象となる支出について、領収書等のみではなく、より広い範囲の複数の書面で必要記載事項を確認することを認めている。</p> <p>○ 当委員会では、政治資金監査上の取扱いとして、支出の目的が記載されていない領収書等について、当該領収書等の発行者情報を含む領収書等の記載事項と会計帳簿の記載事項との整合性がとれている場合は、支出状況の確認に活用できる旨の見解を示した。</p> <p>○ 政治資金規正法における領収書等は、政治団体において保存しておくだけにとどまらず、政治団体がその写しを総務省又は都道府県選挙管理委員会に収支報告書と併せて又は少額領収書等の写しの提出命令に応じて提出し、総務省又は都道府県選挙管理委員会が、その提出された写しを保存し、情報公開請求や少額領収書等の写しの開示請求に応じて公開することが必要となるもの。</p> <p>○ 政治資金監査は、支出に係る関係書類の記載が整合的であるかどうかを外</p>	<p>⇒政治資金規正法上も、一の書面にすべての事項が記載されていない場合、一律に領収書等が存在しないものとして扱うのではなく、当該書面と相互の関係性を確認でき、かつ当該書面と併せて領収書等と同程度に支出の実在性を担保できる書面で必要記載事項が補完的に確認できる場合には、両書面を合わせて領収書等として扱い、国民の監視と批判の下に置くという取扱いも想定される。</p> <p>(留意点) 提出・保存書類の増加による関係者の事務負担の増大等の観点 ※法律事項（法第 11 条第 1 項）</p> <p>⇒法律上の取扱いとして、会計責任者に徴収、保存、提出義務が課</p>

	論点	現状・経緯等	検討の方向性
		形的・定型的に確認するものであることから、当委員会では、政治資金監査マニュアルにおいて、必要記載事項に不備のある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類が領収書等と一体として保存され、会計責任者から示された場合には、これらの書面の記載事項を併せて支出の状況の確認に活用できることとした。	<p>される領収書等について、<u>単一の書面に必要記載事項が記載されていない場合、必要記載事項を補完する他の書面と併せた複数書面でもよいとする</u>ことについては、<u>関係者の事務負担、国民の目から見た透明性の確保</u>といった観点に留意しつつ、検討を行っていくことが適当。</p> <p>(留意点) 振込明細書についても支出目的が請求書等で確認できれば足りるのではないかとする意見が多く寄せられている。 ※法律事項（法第11条第1項）</p>
(2) 金銭を伴わない収入又は支出の記載方法	<p>○金銭以外のものによる収入又は支出があった場合、会計上の便宜的処理として支出簿又は収入簿に、当該収入又は支出と同額を計上する取扱いは、煩雑。</p> <p>○会計責任者等の事務負担を軽減すべきではないかとの意見。</p> <p>○現在の取扱いは、収支の状況を的確に表しているといえないのではないかと指摘。</p>	<p>○政治団体の収支のすべてを公開する政治資金規正法の趣旨からすると、金銭を伴わない収支についても会計帳簿や収支報告書に記載することが必要であり、特に寄附については総額に対する規制が存在することからも、重要であると考えられる。</p> <p>○一方、金銭を伴わない収支を計上する場合の上記会計上の便宜的処理は煩雑であり、理解が得られにくい。</p>	<p>⇒収支の状況をよりの確に表す観点から、今後、<u>例えば、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴うものと、それを伴わないものとに記載欄を分け、便宜上の収支の計上を要しないものとするなどの検討</u>を行っていくことが適当。</p> <p>(留意点) ※省令事項（規則第6条、第9条）</p>
(3) 前払式証票による支出の記載方法	<p>○政治団体においても前払式電子マネー等を使用するケースが増えているが、これに対する処理が煩雑で、会計責任者等に必ずしも理解されていない。</p> <p>○会計責任者等の事務負担が軽減されるような簡易な記載方法の検討を求めるとの声。</p> <p>○現在の取扱いは、収支の状況を的確に表しているといえないのではないかと指摘。</p>	<p>○当委員会では、交通事業者が運営する電子マネーについては、金銭をチャージし、交通費として使用する場合、1回の支出金額が少額であること、利用目的が限定され支出の目的が明確であることから、チャージした時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法で、現金の流れを記載しつつ、同時に政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を満たすことができることから、簡易な記載方法として認めることが適当である旨の見解を示した。</p> <p>○前払式証票による支出は、前払式証票を購入する時点の相手・目的及び日時と、これらを用いて実際に物品等を購入する時点の相手・目的及び日時が異なり、基本的に現金の流れを記載しつつ、同時に政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を満たすためには、金銭の支出時点で物品等の購入に係る支出の状況を明らかにできると考えられる場合を除き、2つの時点での支出情報を明らかにする必要がある。</p> <p>○しかしながら、物品等の購入時点において、金銭による支出との二重計上を処理するための便宜上の収入の計上をすることは煩雑であり、また理解が得られにくい。</p>	<p>⇒現時点では利用できる取引の範囲が限定されているカード等も今後、利用できる取引の範囲が拡大する状況も予想されるところであり、収支の状況をよりの確に表す観点から、今後、<u>例えば、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴う通常の物品等の購入に関する記載欄と、前払式証票の利用により、金銭の支出時点の相手・目的及び日時と物品等の購入時点の相手・目的及び日時が異なる場合の物品等の購入に関する記載欄を分け、便宜上の収入の計上を要しないものとするなどの検討</u>を行っていくことが適当。</p> <p>(留意点) ※省令事項（規則第6条、第9条）</p>
(4) 後払式証票及びクレジットカードによる支出の記載方法	<p>○政治団体においても後払式電子マネーやクレジットカードを使用するケースが増えているが、これに対する処理が煩雑で、会計責任者等に必ずしも理解されていない。</p> <p>○会計責任者等の事務負担が軽減されるよ</p>	<p>○当委員会では、E T Cカードによる支払いについては、高速道路料金の支払いに限定されており、カード会社に支出した時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法で、現金の流れを記載しつつ、同時に政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を満たすことができることから、簡易な記載方法として認めることが適当である旨の見解を示した。</p>	<p>⇒今後、リボ払い、分割払い、ボーナス払い等の支払い方法の選択が増加する場合、物品等の購入と、それに対応する金銭による支出との関連性がより不明確となる状況も予想されるところであり、収支の状況をよりの確に表す観点から、今後、<u>例えば、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴う通常の物品等の購入に関する記載欄と、クレジットカードの利用などにより、</u></p>

	論点	現状・経緯等	検討の方向性
	<p>うな簡易な記載方法の検討を求めるとの声。</p> <p>○現在の取扱いは、収支の状況を的確に表しているといえないのではないかと指摘。</p>	<p>○当委員会では、政治団体からの意見も踏まえ、E T Cカード以外のクレジットカードについても、現金と同等に広く利用され支払いまでの期間が比較的短期であること、クレジットカードを利用した際に発行される書面が領収書として一般に認知されていること等を踏まえ、物品等の購入時点で、支出の目的ごとに支出額を計上する簡易な記載方法を認めることが適当であるとの意見を表明し、所管庁では、この意見を踏まえ、「一括払い」の場合には、このような簡易な記載方法で差し支えないとの考え方を周知している。</p> <p>○後払式電子マネーやクレジットカードによる支出は、実際に物品等を購入する相手及び日時と、後日、金銭を支出する相手及び日時が異なるため、基本的に現金の流れを記載しつつ、同時に政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を満たすためには、金銭の支出時点で物品等の購入に係る支出の状況を明らかにできると考えられる場合を除き、2つの時点での支出情報を明らかにする必要がある。</p> <p>○しかしながら、物品等の購入時点において、金銭による支出との二重計上を処理するための便宜上の収入の計上をすることは煩雑であり、また理解が得られにくい。</p>	<p><u>物品等の購入の相手及び日時と金銭の支出の相手及び日時が異なる場合の物品等の購入に関する記載欄とを分け、便宜上の収入の計上を要しないものとするなどの検討を行っていくことが適当。</u></p> <p>〔留意点〕 ※省令事項（規則第6条、第9条）</p>
<p>(5) 会計帳簿への住所の記載</p>	<p>○事実上又は社会通念上、支出を受けた者の住所の特定が困難な場合や、領収書等の支出を受けた者の住所が主たる事務所の所在地であるかどうかの判断が困難な場合がある。</p>	<p>○当委員会では、会計帳簿の備考欄に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実上又は社会通念上、支出を受けた者の住所の特定が困難な場合には住所不明である旨又は一部を省略した住所が記載されている場合 ・支出を受けた団体の住所が主たる事務所の所在地かどうかの確認が困難な場合にはいずれかの事務所の住所が記載されている場合 <p>政治資金監査においては記載不備とは扱わないことが適当であるとの見解を示し、政治資金監査マニュアルにも記載した。</p>	<p>⇒このような場合にまで、会計責任者等に対して支出を受けた者の住所の記載を求めることは、必要以上の負担を課すことになると考えられる。今後、<u>一定の場合には住所の記載し難い理由を記載することで代えるなどの対応について検討を行っていくことが適当。</u></p> <p>〔留意点〕 ※法律事項（法第9条第1項）</p>
	<p>○一般的に会計経理の実務においては、支出を受けた者の住所は必ずしも重要な情報とはされておらず、開示の対象ともならない内部管理用の帳簿である会計帳簿にまで、すべての支出について支出を受けた者の住所を記載することは、会計責任者等に対し必要以上の負担を課すことになるとの意見。</p>	<p>○会計責任者等に対し、会計帳簿の備付け及び必要事項の記載が義務付けられている趣旨は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にし、支出を受けた者の住所をはじめ所定の事項の記載により支出の実在性を担保することにあると考えられる。</p> <p>○一定金額以上の一定の経費に係る支出については、収支報告書においても住所の記載が義務付けられており、この支出に係る会計帳簿への住所の記載については、収支報告書で報告すべき情報の基となっていると考えられる。</p> <p>○収支報告書で住所を報告すべき支出については、会計責任者が異動した場合、支出を受けた者の住所を書面として残していないと収支報告書の記載が困難になる。</p> <p>○会計責任者等としても収支報告書を作成する段階で支出を受けた者の住所の把握はいずれにしても必要であり、収支報告書に住所を記載し、説明責任を負うことになることも考えると、収支報告の適正を担保する観点から、住所の記載された書面が政治団体において保存されることが適当と考えられる。</p>	<p>⇒<u>収支報告書に支出を受けた者の住所の記載が義務付けられている、通常の政治団体であれば5万円以上の政治活動費、資金管理団体であれば人件費を除く5万円以上の支出、国会議員関係政治団体であれば、人件費を除く1万円を超える支出については、領収書等に住所の記載がある場合、会計帳簿への住所の記載義務のあり方を見直す方向で検討を行っていくことが適当。</u></p>

	論点	現状・経緯等	検討の方向性
		<p>○その住所が会計帳簿に記載されていないか又は議論があるところであり、支出を受けた者から徴取した保存義務が課される領収書等に住所が記載されている場合、会計帳簿の住所の記載と同等以上の実在性の担保になると考えられることから、さらに会計帳簿に記載を求めるまでの必要はないとも考えられる。</p> <p>○収支報告書で住所を報告すべき支出以外の支出についても、一般的な会計経理の実務も踏まえ、その実在性の担保としてすべての支出について会計帳簿への住所の記載を求めていることに対し、以下の意見がある。</p> <p>①仮にその実在性の担保のために住所を書面として残すことが必要としても、上記趣旨に鑑みれば、法律に基づいて徴取・保存がされている領収書等に住所が記載されている場合は、さらに会計帳簿に記載を求めるまでの必要はないのではないか。</p> <p>②住所が記載されていない領収書等でも、国会議員関係政治団体の支出に係るものについては、登録政治資金監査人による政治資金監査により会計帳簿との突合が行われることから、開示の対象ともならない内部管理用の帳簿である会計帳簿の住所の記載よりも支出の実在性の担保になるのではないか。</p> <p>③登録政治資金監査人による政治資金監査を受けない支出であっても、法律に基づいて領収書等の徴取・保存義務が課される支出（通常政治団体の5万円以上の経常経費又は資金管理団体の5万円以上の人件費）については、当該領収書等に住所が記載されていなくとも、支出を受けた者から徴取した領収書等が保存されていれば開示の対象ともならない内部管理用の帳簿である会計帳簿の住所の記載と同等以上の実在性の担保になり得るのではないか。</p> <p>④少額の支出についてまで、すべて住所把握を求めることは、必要以上の負担を課しているのではないか。</p>	<p>(留意点) ※法律事項（法第9条第1項）</p> <p>⇒今後、収支報告書で住所を報告すべき支出以外の支出については、<u>左記の意見に係る議論を深めつつ、収支報告書で住所を報告すべき支出の取扱いや従来の取扱いも踏まえながら、検討を行っていくことが適当。</u></p> <p>(留意点) ※法律事項（法第9条第1項、第12条第1項）</p>
(6) 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正	<p>○提出後の収支報告書について、政治団体の申出のみで収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、登録政治資金監査人による確認を受けていない支出が収支報告書に記載されることとなり、そのことが国民の目に明らかにされないとの指摘。</p> <p>○政治資金監査報告書の日付以降に収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、政治資金監査報告書と収支報告書の対応関係に齟齬を生じさせるとの指摘。</p>	<p>○当委員会では、政治資金監査を受けた収支報告書についても多くの訂正事例が出ていることを踏まえ、政治資金監査を受けた収支報告書が訂正される場合の政治資金監査の取扱いについて見解を示した。</p>	<p>⇒<u>政治資金監査を受けた収支報告書が訂正される場合の政治資金監査の取扱いについては、政治資金規正法上規定されておらず、その取扱いが明確になっていない現状を踏まえ、今後、その取扱いについて検討を行っていくことが適当。</u></p> <p>(留意点) ※法律事項</p>
(7) 収支報告書に記載すべき支出の区分	<p>○収支報告書に記載すべき支出の分類基準について、個別具体の支出の分類に分かりにくい部分がある。</p> <p>○支出項目の区分について、「経常経費」と</p>	<p>○個別の具体的支出の分類基準や記載方法については、当委員会の示した見解も踏まえながら、国会議員関係政治団体の収支報告の手引等により、周知が図られている。</p>	<p>⇒<u>適宜充実を図ることが適当。</u></p> <p>⇒<u>支出項目の区分の見直しについては、国民から見て当該政治団体の活動実態が把握しやすくなるものとする視点、政治団体が自ら</u></p>

	論点	現状・経緯等	検討の方向性
	「政治活動費」の区分、性質別となっている「経常経費」の区分、目的別となっている「政治活動費」の区分等について見直すべきではないかとの意見。		<p>支出の分類を行いやすくするなど、政治団体の会計上の事務負担にも配慮したものとする視点を踏まえて、政治団体が正しく記載でき、かつ各政治団体間において記載内容の比較可能性を確保することを前提としながら、検討を行っていくことが適当。</p> <p>(留意点) 政治団体の区分により収支報告書の記載の範囲が異なること。 ※省令事項(規則第7条、第9条)</p>
(8) 業務制限の範囲	○自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類を自ら政治資金監査を行うことになるような場合に、政治資金監査における外部性の確保の点からすると適当でない場合があるのではないかとの質疑が多い。	<p>○当委員会では、業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、政治資金監査マニュアルにおいて、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行うことになる場合は適当でないとしている。</p> <p>○政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において国民の目に明らかとなることに留意するよう注意を喚起している。</p>	<p>⇒政治資金規正法に基づく業務制限の範囲については、<u>実際の政治資金監査において、問題となる実例の状況も見極めながら、他法令も参考にしつつ、検討を行っていくことが適当。</u></p> <p>(留意点) ※省令事項(規則第14条の2の3) ※法律事項(法第19条の13第5項)</p>
(9) 年の途中において国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体の政治資金監査等	○年途中に国会議員関係政治団体であった期間を有する政治団体が、国会議員関係政治団体でなかった間に行った支出について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等の作成義務の範囲や収支報告書の明細記載義務及び領収書等の写しの提出義務の範囲が法文上不明確であるため、問い合わせが多い。	<p>○当委員会では、政治資金監査マニュアルにおいて、年途中に国会議員関係政治団体であった期間を有する政治団体の国会議員関係政治団体でなかった間に行った支出に係る政治資金監査は、政治団体の区分に応じて法令上求められる関係書類の作成・徴取義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるとした。</p> <p>○会計帳簿と領収書等との整合性の確認については、領収書等の徴取義務及び領収書等を徴し難かった支出の明細書等の作成義務の対象となる支出の範囲で行い、それ以外の支出については会計帳簿の必要記載事項の記載確認で足りるとした。</p>	<p>⇒今後、<u>法改正が検討される際には、左記取扱いの明確化についても検討を行っていくことが適当。</u></p> <p>(留意点) ※法律事項(法第12条、第19条の5の2、第19条の10等)</p>
(10) その他の事項	○インターネット公表の義務付けを検討すべきとの意見。	<p>○総務省及び8都府県でインターネット公表が行われている。</p> <p>○インターネット公表のための事務作業や機器等の導入などの負担は情報通信技術の発達により小さくなってきており、インターネット公表を実施する団体が増加しつつある。</p>	<p>⇒財源措置等についての都道府県の理解の促進に努めることにより、都道府県選挙管理委員会のインターネット公表の促進を図ることが適当。</p> <p>⇒インターネット公表の義務付けについては、その状況を見極めながら、国会において検討されるべき課題。</p> <p>(留意点) ※法律事項</p>
	○政治資金規正法における政治団体の収支の公開の基本的枠組みに関わる事項。	<p>○政治資金の収支の報告及び公開に関わるその他の重要事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入に関する政治資金監査 ・企業会計方式の導入 ・国会議員関係政治団体の収支報告書の連結及び提出先の一元化についても指摘されている。 	<p>⇒政治資金規正法における政治団体の収支の公開の基本的枠組みに関わる事項であり、政治活動の自由との関連等、まずは国会において議論されるべき課題。</p> <p>(留意点) ※法律事項</p>